

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則案」について</p>	<p>令和3年2月25日 警備局長 官官房</p>
<p>1 改正の趣旨</p> <p>警察用航空機（以下「航空機」という。）について、大規模災害対応における運用が増加し、広域運用の強化等による災害対処能力の向上が求められていることなどを踏まえ、航空機の運用に万全を期すため所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正案の概要</p> <p>(1) 災害対応等における航空機の迅速・的確な運用のための見直し</p> <p>ア 警察航空隊の任務の見直し 航空隊の主たる任務を「災害その他の場合における警備実施」とする。</p> <p>イ 警察庁長官による指揮監督権の明確化 大規模な災害その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、長官が、航空機等の派遣に関し、都道府県警察に対し指揮監督権を行使する際の具体的な手続を定めることとする。</p> <p>ウ 航空業務計画についての所要の見直し 本部長が航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わなければならない旨を明記するとともに、本部長が策定する航空業務計画を、長官に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 各部門との連携の強化 任務の遂行に当たって、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図る旨を明記する。</p> <p>(3) その他所要の改正 航空隊長の職務や航空隊の勤務体制等について、所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>4 その他 令和3年度内をめぐりとして、都道府県警察における航空機の運用事務を地域部門から警備部門に移管する予定。</p>		

公安委員会	令和2年における被疑者取調べ適正化のための	令和3年2月25日
説明資料No. 2	監督に関する規則の施行状況について	長官官房

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 令和2年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 17件（12事案）

※ 被疑者取調べの件数：約113万5,000件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H28	H29	H30	R1	R2
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	2	2	0	1	1
直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	2	3	1	2	4
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	2	2	2	4
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	8	5	3	3	5
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	2	0	1	2	3
合計	16	12	7	10	17
	(15)	(11)	(6)	(7)	(12)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数。

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	0	9
	捜査部門からの連絡	8	
	留置部門からの連絡	1	
苦情等で認知	苦情等の申出	3	3
	その他	0	
合計			12

公安委員会	令和2年における犯罪収益移転防止法の	令和3年2月25日
説明資料No. 3	施行状況等について	刑 事 局

1 疑わしい取引の届出

特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は、43万2,202件（前年比－8,290件）

※ 活用状況等

- ・ 捜査機関等への提供件数は、46万1,687件（前年比－6,075件）
- ・ 都道府県警察において疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、1,028件（前年比－95件）
- ・ 都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は、32万5,643件（前年比＋1万7,857件）
- ・ 抹消件数は32万6,565件、保管件数は486万4,978件

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、計600件（前年比＋63件）

3 報告徴収・意見陳述等の実施状況

特定事業者に対する報告徴収7件（前年比±0件）、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述7件（前年比－1件）を実施

4 外国F I Uとの情報交換

外国F I Uとの間で積極的に情報交換を実施（令和2年末現在、合計107の国・地域との間で設定）

5 犯罪収益移転防止に関する年次報告書等の作成・公表

上記の施行状況等について国民の理解を深めるため、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」及び同概要版を作成・公表

公安委員会	令和2年における日・米重大犯罪防止対処	令和3年2月25日
説明資料No. 4	協定(PCSC協定)の実施状況について	刑事局

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「協定」という。)は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの(平成31年1月5日発効)。

2 令和2年中の協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」(平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施状況(令和2年中)について、以下のとおり報告する。

- (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数(規則第7条第1項第1号関係) 1 件
- (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した件数(規則第7条第1項第2号関係) 16 件(※)
- ※ 上記16件は令和元年に行われた第一次照会への自動回答に係るもの。
- (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数(規則第7条第1項第3号関係) 0 件
- (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請した件数(規則第7条第1項第4号関係) 0 件

公安委員会	改正道路交通法	令和3年2月25日
説明資料No. 5	の施行状況について	交通局

1 携帯電話使用等関係（令和元年12月1日～令和2年11月30日）

(1) 携帯電話使用等に起因する交通事故の発生状況

- 携帯電話使用等に起因する交通事故の発生件数は、1,291件（前年同期比▲1,464件（▲53.1%））
- そのうち、死亡事故は18件（前年同期比▲25件）、重傷事故は112件（前年同期比▲82件）

(2) 携帯電話使用等の取締り状況

- 携帯電話使用等の取締り件数は、312,886件（前年同期比▲433,833件（▲58.1%））
- そのうち、「交通の危険」を生じさせたと認めたものは、106件（前年同期比▲85件（▲44.5%））

2 妨害運転罪等関係（令和2年6月30日～同年12月31日）

(1) 妨害運転に起因する人身交通事故の発生件数

妨害運転に起因する人身交通事故の発生件数は7件（全て軽傷事故）

(2) 妨害運転罪の適用状況

- 妨害運転罪の適用件数は、58件
- 内訳としては、車間距離保持義務違反（13件）が最多。次いで、急ブレーキ禁止違反（11件）、安全運転義務違反（10件）の順
- 「著しい交通の危険」を生じさせたと認めたものは、17件

(3) その他の法令による取締り状況

- 車間距離保持義務違反の取締り件数は、6,536件（前年同期比▲1,656件）。うち、高速道路上は、5,766件（前年同期比▲1,754件）
- いわゆる「あおり運転」に刑法を適用した件数は、11件（前年同期比▲15件）。暴行（10件）が最多

東日本大震災から10年を迎えるに当たり、大規模災害対応に係る取組状況と今後の課題の取りまとめを行った。

1 東日本大震災及びその後の災害における警察活動

東日本大震災では全国警察から過去最大規模の部隊派遣を行い、救出救助活動、検視・身元確認、交通整理・規制、避難所等の相談対応等、長期間かつ多岐にわたる警察活動を実施。

警察では、東日本大震災及びその後の災害への対応を通じて明らかとなった諸課題に取り組んできた。

2 即応能力の強化

大規模災害対応では、全国の警察力をいかに迅速かつ的確に被災地に展開するかが重要であり、体制整備、計画の策定、装備資機材や訓練の充実を始めとする即応能力の強化に取り組んでいる。

- 被災地への迅速な部隊派遣を行うための体制整備
- 大規模災害等に備えた各種計画の策定
- 救出救助能力向上のための装備資機材・訓練の強化
- 各種警察活動を迅速に行うための関係機関や民間事業者との連携

3 情報収集能力の強化

大規模災害対応では、発災直後の被害規模の把握が重要であり、ヘリの活動能力の強化、人の立入りが困難な被災箇所を確認するための装備資機材の整備、ICT（情報通信技術）の活用や民間事業者との連携等による情報収集能力の強化に取り組んでいる。

- 警察ヘリによる被害規模の早期把握
- 情報収集のための装備資機材の整備
- 国民や民間事業者から提供される情報の活用

4 災害発生時の警察活動の基盤確保等

発災直後の警察活動に支障が生じることのないよう、施設の耐災害性の向上等に取り組んでいるほか、東日本大震災で多数の警察職員が殉職したことを踏まえ、災害発生時の避難誘導に際して留意すべき事項をあらかじめ具体的に定めるなど、災害対応時の安全確保の徹底に取り組んでいる。

- 警察活動基盤の耐災害性の向上
- 災害発生時の殉職事案を踏まえた対策

5 大規模災害を見据えた更なる取組の強化

東日本大震災の対応を踏まえた災害対策を引き続き進めるとともに、それ以上の大規模な被害が生じ得る巨大災害を見据えて、更なる取組の強化を図る必要がある。

- 全国警察の機動的展開能力の向上
- ICT等先端技術の活用による指揮・運用能力等の向上
- 民間企業との連携による救出救助能力等の向上
- 危機管理体制の不断の見直し